

令和4年度 新宿区指定障害福祉サービス事業者 第1回集団指導

障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の防止について

社会福祉法人 正夢の会

コラボたま ワークセンターつくし 施設長 大浦 孝啓

福祉のしごとを考える

“福祉”とは ～日本国憲法より～

日本国憲法	
第12条	この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。また、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に 公共の福祉 のためにこれを利用する責任を負う。
第13条	すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、 公共の福祉 に反しない限り、立法その他の国政上で最大の尊重を必要とする
第25条	1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する 2 国は、すべての生活部面について、 社会福祉 、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない

“福祉”とは ～日本国憲法より～

<p>第12条・13条 公共の福祉</p>	<p>憲法では「個人の尊重(人権)」が根本価値とされています。しかし絶対に制限されないわけではなく、これを憲法では“公共の福祉”と表現しています。他にも22条や29条でも登場する“公共の福祉”ですが、「社会秩序のために、個人はわがままを言うてはいけない」「多くの利益になるために少数はガマンすべき」ということではありません。この考えだと、「個人の尊重」が「社会秩序」よりも下になってしまいます。この場合の“公共の福祉”とは、その個人の人権を制限する別の個人の人権でなくてななりません。すなわち、個人の人権を制限する根拠は、別の個人の人権にあり、これを“公共の福祉”と表しています。</p>
<p>第25条 社会福祉</p>	<p>二つの説があり、一つはプログラム規定と言われ、具体的な権利を与えた規定ではなく、国家の努力目標を示したもの、もう一つは、具体的な制度の範囲を表す概念として理解するもの。後者は今日でいうところの「政策概念」としての「社会福祉」。</p>

“福祉”とは ～言葉の意味から～

『福』	①さいわい。しあわせ。幸運。 ②神仏の賜り物。
『祉』	さいわい。神より受けるしあわせ。
『福祉』	①幸福。 ②公的扶助やサービスによる生活の安定、充足。 ③消極的には生命の危急からの救い、積極的には生命の繁栄
『社会福祉』	国民の生存権を保証するため、貧困者や保護を必要とする児童・母子家庭・高齢者・身体障害者など社会的障害を持つ人びとに対する援護・育成・更生を図ろうとする公私の社会的努力を組織的に行うこと。生活保護法・児童福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法などによって国または地方公共団体が行うものと、社会福祉事業法により設立された福祉法人が行うものがある。

“福祉”とは ～言葉の意味から～

welfare	well(よく、十分に)+fare(生きる、暮らす)の造語 →福祉 よりよく生きる
volunteer	【動詞】自発的に申し出る 【名詞】志願兵 対価に関わらず、その活動に対して「自発的に申し出る自由意志」
charity	慈愛 思いやり 慈善(による公益的活動)

『しあわせ』『よりよく生きる』にはたくさんの意味があり、人によって答えが違う。すなわち『福祉』は様々な意味を持つ

“福祉”とは ～職業としてみた場合～

日本標準職業分類(総務省)	
福祉施設従事者(介護サービス職業従事者)	【大分類】 サービス職業従事者
管理監督者	【大分類】 管理的職業従事者
P T S T O T	【大分類】 専門的・技術的職業従事者

サービス職業従事者	サービスの対象	サービスするもの	報酬
福祉サービス	(広義)福祉サービスを必要とするすべての人 (狭義)利用契約を結んだ利用者 (その他)取引業者・同業者・行政	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援 ・就労支援 ・移動支援 ・必要とする支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬に基づいた報酬単価 ・税金
飲食店	来店する人 取引業者	<ul style="list-style-type: none"> ・接客 ・料理 ・価格 	価格(値段) サービス料 等
広告代理店	自事業等を広く一般に知らせたい事業主	看板、映像、インターネット等を通じた広告事業	広告料

“福祉のしごと”とは

日本国憲法	幸福追求権 生存権
言葉の意味	しあわせ よりよく生きる
しごと	サービスを提供するもの

人の『幸せ』のためのしごと
人が『幸せ』になるしごと

そのためにやるべきことは
それぞれの事業所(法人等)の
基本理念・基本方針に書かれて
います!!

権利擁護を考える

医学モデルから社会モデルへ

障害の医学モデル

問題・・・障害者本人

課題解決・・・訓練、指導

『変わるべきは障害者』

障害の社会モデル

問題・・・障害者を取り巻く社会

課題解決・・・社会、環境の整備

『変わるべきは社会』

権利と義務

○権利の反対語は義務？

○権利を行使するために義務が生じる？



国家対個人、あるいは私人対私人という関係において、一方が権利を実現するために、片方が義務を負うということを表現しているに過ぎない。すなわち、権利擁護の対象者に義務が生じる必要はなく、国や市区町村、私たちに義務は課せられる

権利擁護を意識する

利用者が「権利」を行使するために、自分自身に「義務」が生じるのではなく、それを擁護する立場である、国や都道府県、市区町村、私たちに「義務」は課せられます。

権利擁護を意識する

福祉のしごととは、人が“幸せ”になることでした。

すなわち、私たちが擁護すべき権利とは、**利用者が“幸せ”になることです！**そこに私たちの義務が生じてきます。

権利擁護を意識する

反対語は

権利擁護 ⇔ 権利侵害

しかし、

権利侵害をしないことが
権利擁護ではありません

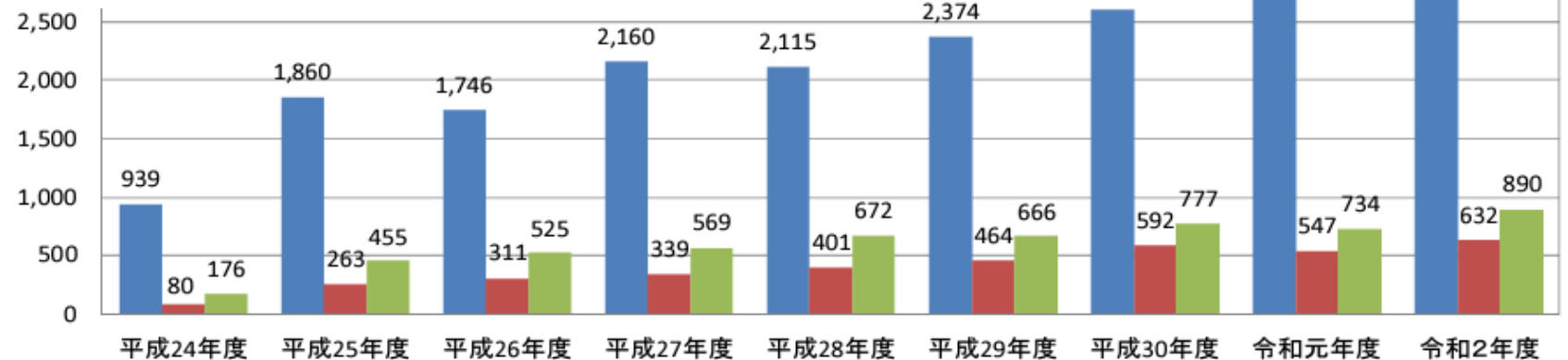
障害者虐待の現状

障害者虐待防止対応状況調査

〈障害者福祉施設従事者等による障害者虐待〉

- ・令和2年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は2,865件であり、令和元年度から増加(2,761件→2,865件)。
- ・令和2年度の虐待判断件数は632件であり、令和元年度から増加(547件→632件)。
- ・令和2年度の被虐待者数は890人。

障害福祉従事者	平成							令和	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890



■ 相談・通報件数(件) ■ 虐待判断件数(件) ■ 被虐待者数(人)

障害者虐待防止対応状況調査

〈障害者福祉施設従事者等による障害者虐待〉

虐待者 (720人) ※2

- 性別
男性 (72.1%)、女性 (27.9%)
- 年齢
60歳以上 (21.0%)、40～49歳 (16.1%)、
30～39歳 (14.9%)
- 職種
生活支援員 (38.2%)、管理者 (9.7%)、
世話人 (9.4%)、その他従事者 (8.5%)、
サービス管理責任者 (5.8%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	71.0%
職員のストレスや感情コントロールの問題	56.8%
倫理観や理念の欠如	56.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	24.2%

虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.8%	16.1%	42.1%	7.4%	4.7%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	131	20.7%
居室介護	11	1.7%
重度訪問介護	11	1.7%
行動援護	3	0.5%
療養介護	29	4.6%
生活介護	79	12.5%
短期入所	11	1.7%
自立訓練	1	0.2%
就労移行支援	3	0.5%
就労継続支援A型	45	7.1%
就労継続支援B型	67	10.6%
自立生活援助事業	1	0.2%
共同生活援助	133	21.0%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	2	0.3%
移動支援	6	0.9%
地域活動支援センター	1	0.2%
児童発達支援	6	0.9%
放課後等デイサービス	92	14.6%
合計	632	100.0%

被虐待者 (890人) ※1

- 性別
男性 (61.9%)、女性 (38.1%)
- 年齢
20～29歳 (21.2%)、40～49歳 (18.3%)、
～19歳 (18.0%)、30～39歳 (14.6%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.2%	71.6%	19.4%	5.7%	0.8%

- 障害支援区分のある者 (68.3%)
- 行動障害がある者 (30.6%)

- ※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の7件を除く625件が対象。
- ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった21件を除く611件が対象。
- ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
- ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

東京都における状況

相談・通報・届出者の状況(重複あり)

	総数	本人	家族	福祉従事者等	その他
令和元年度	283	29	36	148	70
平成30年度	281	41	33	130	77
平成29年度	243	41	25	123	54
平成28年度	187	26	36	86	39

ポイント

- ・福祉従事者等による虐待通報は増えている
⇒虐待防止・権利擁護に対する意識が高まっている

東京都における状況

施設職員等の相談・通報・届出者の状況(重複あり)

	相談支援専門員	当該施設管理者等	当該施設職員	当該施設元職員等	その他の施設職員
令和元年度	14	58	54	10	12
平成30年度	12	45	43	15	15
平成29年度	14	29	47	13	20
平成28年度	6	13	48	6	13

ポイント

- ・施設管理者、サービス管理責任者等からの虐待通報が増えている
⇒組織としての虐待防止・権利擁護に対する意識が高まっている

東京都における状況

事実確認の状況(重複あり)

		令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
事実確認調査を行った事例		252	223	191	134
	虐待の事実が認められた事例	53	68	48	43
	虐待の事実が認められなかった事例	125	81	81	50
	虐待の判断に至らなかった事例	74	74	62	41
事実確認調査を行っていない事例		41	68	51	40
	明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	13	37	27	15
	後日、事実確認調査を予定又は事実確認の要否を検討中の事例	16	22	14	8
	都道府県への事実確認調査を依頼	0	0	0	0
	その他	12	9	10	17

なぜ虐待は起きるのか

どこでも虐待は起きる

私たちは仕事をするにあたって、常に何かしらのストレスを感じたり、イヤだなと思うことや辛いなと思うことがたくさんあります。しかし、それらを理由に他人を傷つけたり、無視したりすれば、抗議されたり、やり返されたりするのをわかっているため、自分でストレス等の解消方法を見出し、対応をしています。ところが福祉施設では、相手が利用者であると傷ついていても口に出すことが出来ず、黙っている人が少なくありません。反応がないと、傷つけたり、無視したりする側は自分が相手を傷つけているという自覚が持てなくなり、感覚が鈍麻していきます。また組織で指摘できない(気づけない)環境であるとなおさら不適切な行動は、虐待へと繋がり、事件・事故へと発展していきます。これは特別に問題のある施設だけで起こりうるのではなく、優良な福祉施設、企業でも起こりうることです。

⇒ 誰でも虐待をしてしまう可能性がある

私たちは利用者の一番身近にいる

虐待から守る立場
にいる

虐待を発見しやすい場所
にいる

身近にいる

虐待を犯しやすい
立場にいる

虐待を起こしやすい
環境がある

なぜ施設虐待が起きるのか

- ・支援の未熟さ⇒強度行動障害者への対応、支援者としての対場を逸脱した支援
- ・障害理解の欠如・支援困難、業務過多で、回復しない疲労やモチベーションの低下
- ・チームワークの欠如⇒支援方針・方法の不統一、密室化での対応
- ・「その支援おかしい」と言えない環境⇒見て見ぬふりが事業所の体質へ
- ・解決しないストレスの蓄積⇒働く環境の未整備
- ・虐待の分析や対応への検討がされていない⇒施設内の構造的な問題、形だけの虐待防止組織
通報義務の不履行、組織的隠ぺい、虚偽答弁
- ・小さな出来事の積み重ね⇒深刻な虐待へと発展
- ・親の施設依存の強さ⇒やってあげているというおごり、選択できる余地がない

深刻な虐待に共通して起きていること

- 1 小さな出来事から大きな虐待にエスカレート
- 2 結果、利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 3 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- 4 通報義務の不履行
- 5 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 6 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 7 警察の介入による加害者逮捕、送検
- 8 事実効力の一部停止等の重い行政処分
- 9 行政指導に基づく設置者、管理者の交代
- 10 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底

小さな出来事



適切な支援

不適切な支援

虐待

⇒グレイゾーンは広義に虐待であるとの認識すること

⇒虐待の芽になりうる「小さな出来事」を摘むこと！

『小さな出来事』がエスカレートする理由

①「言っても無駄」「言ったら不利益になる」という
本人・支援者の意識

②本人の意思表示が困難

③福祉の現場の自由度の高さ

→エスカレートを止める外的要因が少ない

⇒個々が「小さな出来事」を意識する(内的要因)

⇒現場レベルで共有する(外的要因)

日々考えることの重要性

- 門扉に鍵がかかっているけど…⇒飛び出し行為がある利用者がいるのも事実だけど、一人で自由に買い物へ出かけられる利用者もいるな…？
- 異性が歯磨き介助をしているけど…⇒よく考えると他人、特に異性に口腔を見せることは恥ずかしいことのような…？
- 散歩に行くときに大人同士が手をつないで歩いているけど…⇒本人は一人で歩きたいのでは？そもそも、大人が手をつないで歩くってどうなのかな？
- 自治会はやっているけど…⇒どうしても会が進行しないから、なんか誘導してしまっているような…？
- 野菜を食べてもらいたいな…⇒野菜を食べてもらうまで、他の副菜を横に避けているけど、自分にも嫌いなものはあるよな…？

どこにでも虐待の芽は生まれる

虐待はない
虐待はしてはいけない
虐待など起きるはずがない

▶ 虐待を否定する心理
⇒ 意味をなさない

いつ虐待の芽が生まれる
かわからない

▶ 小さな出来事を意識する
⇒ 虐待をエスカレートさせない

障害者虐待防止法の理解

虐待防止法

- 2006年12月 国連総会で障害者権利条約が採択される
- 2007年9月 日本が条約に署名
- 2008年5月 「障害者権利条約」の発行
- 2011年8月 障害者基本法の改定
- 2012年6月 障害者総合支援法の成立(2013.4/1施行)
障害者虐待防止法の成立(同10/1施行)
- 2013年6月 障害者差別解消法の成立(2016.4/1施行)
障害者雇用促進法の改定(2016.4/1施行)
- 2014年1月 「障害者権利条約」を批准、2月発効

虐待とは

あたりまえですが、

『しない・させない・見逃さない』

第1条 目的

・略称

『障害者虐待防止法』

・正式名称

『障害者に対する虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律』

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第2条 定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待（**家庭**）、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（**施設**）、③使用者による障害者虐待（**職場**）をいう。

3 障害者虐待の類型は、①**身体的虐待**、②**放棄・放置**、③**心理的虐待**、④**性的虐待**、⑤**経済的虐待**の5つ。

第3条障害者に対する虐待の禁止

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

→広く虐待行為を禁じている

第4条 国及び地方公共団体の責務等

国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

第5条 国民の責務

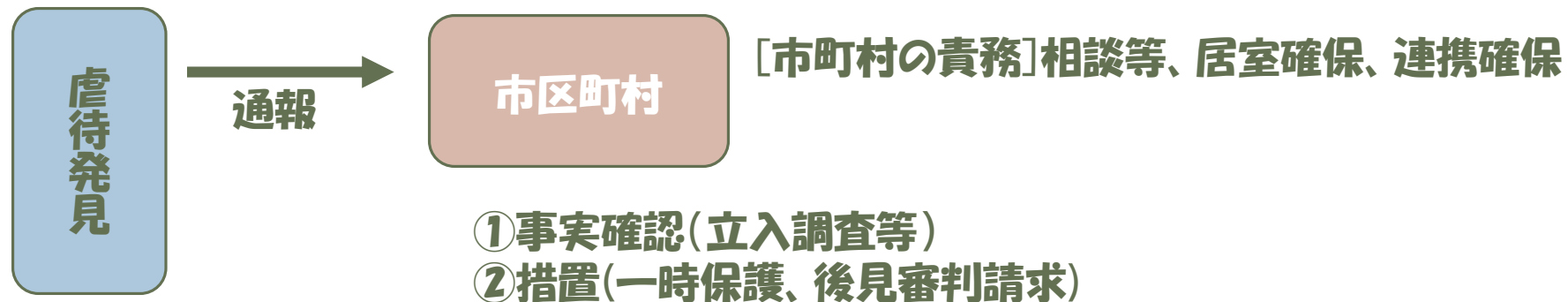
国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

第6条 障害者虐待の早期発見等

- 1 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の**早期発見**に努めなければならない。
- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の**早期発見**に努めなければならない。
- 3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに**障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。**

第7条～第14条 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

擁護者とは・・・障害者の身辺の世話や金銭の管理などを行う、障害者の家族、親族、同居人等です。また、同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが該当する場合があります。



第15条～第20条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

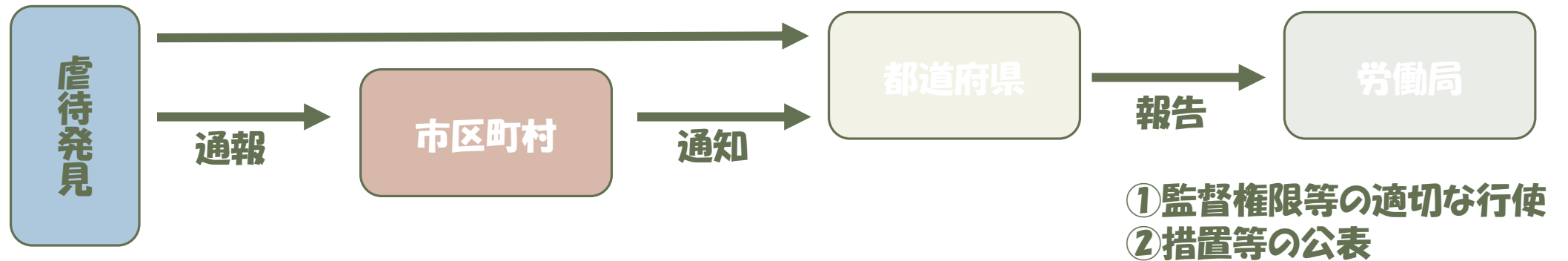
障害者福祉施設従事者等・・・私たちのこと。障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者のことです。



〔設置者等の責務〕 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施

第21条～第28条 使用者による障害者虐待の防止等

使用者…障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者のことです。



- ① 監督権限等の適切な行使
- ② 措置等の公表

[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施

第32条 市町村障害者虐待防止センター

市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- ①通報又は届出を受理すること
- ②障害者及び擁護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと
- ③障害者虐待の防止及び擁護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと

障害者虐待の種類

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ 放棄・放任
- ⑤ 経済的虐待

①身体的虐待

障害者の身体に外相を生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

考えられる刑事罰

199条殺人罪 204条傷害罪 208条暴行罪 220条逮捕監禁罪

具体的な例

・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど、打撲させる ・身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等)

②性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

考えられる刑事罰

176条強制わいせつ罪 177条強姦罪 178条準強制わいせつ、準強姦罪

具体的な例

・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する

③心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

考えられる刑事罰

222条脅迫罪 223条強要罪 230条名誉棄損罪 231条侮辱罪

具体的な例

・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する

④放棄・放任（ネグレクト）

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

考えられる刑事罰

218条保護責任者遺棄罪

具体的な例

・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない ・他利用者による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する

⑤ 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他の障害者から不当に財産上の利益を得ること

考えられる刑事罰

235条窃盗罪 246条詐欺罪 249条恐喝罪 252条横領罪

具体的な例

- ・ 年金や賃金を渡さない
- ・ 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・ 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

身体拘束についての理解

身体拘束とは

身体拘束は、抑制帯等、患者の身体、または衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう

介護保険にみる身体拘束

介護保険指定基準の身体拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するために緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為を行ってはならない」

厳しくなる身体拘束

(介護保険制度)

改正前

- 5単位/日
- 介護老人保健施設、
介護老人福祉施設、
介護療養型医療施設、
地域密着型介護
老人福祉施設入居
者生活介護

改正後

- 基本報酬の10%/日
- 左に加え、特定施設
入居者生活介護、介
護医療院認知症対
応型共同生活介護、
地域密着型特定施
設入居者生活介護

2018介護保険制度改正

身体拘束の三要件

- ◆切迫性 利用者本人または他の利用者当の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ◆非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ◆一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

要件を満たせば、身体拘束をしてもよいということではありません!!
ここを間違って解釈しないようにしてください!!

緊急やむ得ない場合の判断

- ◆担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断すること
- ◆身体拘束の内容、目的、時間、期間などを本人や家族に対して十分に説明し、同意を求めること
- ◆必要時の身体拘束に関しては、個別支援計画に明記すること
- ◆緊急やむ得ない場合かどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除すること
- ◆身体拘束に関する記録をつけること

緊急やむ得ない場合の判断(流れ)

組織による決定と個別支援計画への記載

- コアメンバーや相談支援専門員などを交えた会議。個別支援計画に拘束の態様及び時間、やむを得ない理由を記載する

本人、家族への十分な説明、同意

- なぜ必要か、どのような拘束を行うのか、また将来的に拘束をなくしていくための取組みなどを説明

行政への相談、報告

- 支援に困難さがある場合は、他機関と連携する

必要な事項の記録

- 態様、時間などを記載(義務)

適切な身体拘束の解除

- 三要件を満たさなくなったときは、直ちに拘束を解除する

身体拘束の具体例

(厚生労働省“身体拘束ゼロ作戦推進会議”)

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに退官や四肢をひも等で縛る
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣を着せる
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

参考 2022/2/23共同通信

埼玉、新潟、広島、兵庫各県の公的な知的障害者施設で、一部の入所者を1日20時間以上、外側から施錠した部屋に閉じ込める対応が常態化していることが23日、共同通信の全国調査で分かった。いずれも県立施設や県の外郭団体である社会福祉事業団の運営施設。広島では24時間施錠という人がいるほか、埼玉、新潟、兵庫では長時間の施錠が10年以上続いている例が見られた。

「強度の行動障害のため自傷や他害行為があり、安全面からやむを得ない」などと説明しているが、障害福祉の関係者からは「虐待に当たる」との批判が出ている。

身体拘束ゼロへの動き

身体拘束ゼロへの 手引き

●高齢者ケアに関わるすべての人に●

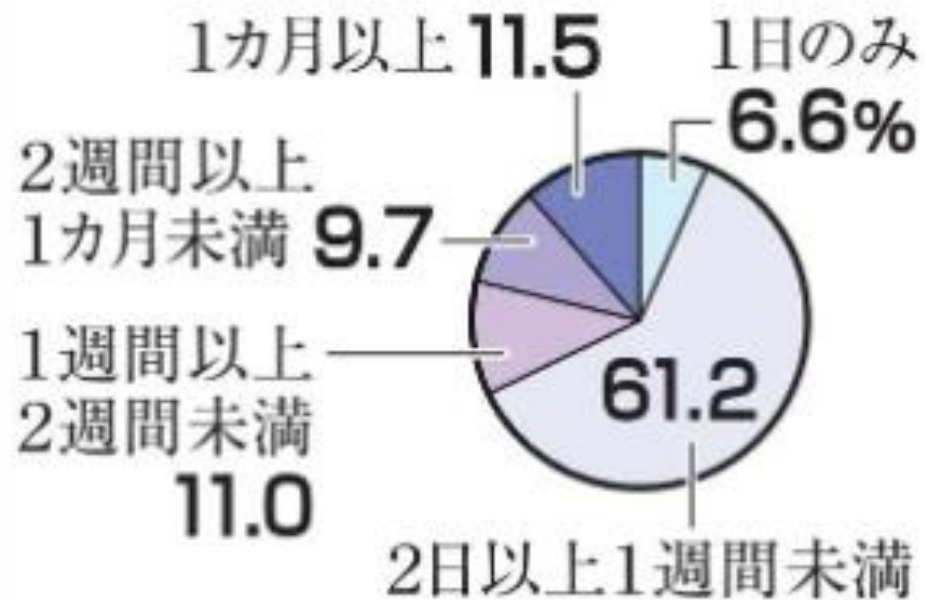


https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/gyakutai/torikumi/doc/zero_tebiki.pdf



医療現場の身体拘束

精神科のある病院での 身体拘束指示期間 (2019年)



国立精神・神経医療研究センター調べ

19年度6月時点での拘束を受けている患者は、
全国に10,875人
最長5,663日(約15年半)の身体拘束

精神保健福祉法の中での身体拘束

・基本的な考え方

- 1) 早期に他の方法に切り替えるように努める
- 2) 制裁や処罰、見せしめであってはならない
- 3) 手錠等の刑具類は使用しない

・対象となる患者について

- ア) 自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している場合
- イ) 多動又は不穏が著名である場合
- ウ) ア又はイの他精神障害のために、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶ場合

身体拘束ゼロに向けて

人は制限されると拘束感から不安を感じ、制限から逃れたいくなる。
しかし、制限がない居心地のいい場で過ごしていると、あえて特別な行動をとる必要を感じなくなる

- ★入居者の尊厳と自由を守るためには、リスクが伴う
- ★安全確保と自由と尊厳の維持を完全に両立するのは難しい
- ★安全ばかり追求しては、利用者もスタッフも息苦しくなってしまう

～どこでバランスを取ればよいのか～

虐待防止への取り組み

令和4年度権利擁護体制義務化

- 障害者虐待防止の更なる推進のため、指定基準に以下の内容を盛り込む。その際、施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、一定の準備期間を設ける。また、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるよう、具体的な方法等を示す。
 - ① 従業者への研修実施の義務化
 - ② 研修実施や虐待が起こりやすい職場環境の確認、改善を行うための組織として虐待防止委員会(※)設置を義務化(※)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等
 - ③ 虐待の防止等のための責任者の設置の義務化
- **身体拘束廃止未実施減算**について、介護保険における運用基準及び適用要件を参考に、基準省令の見直しや減算要件の追加を行う。その際、施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、一定の準備期間を設ける。なお虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるとみなす。
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、基準省令に「身体拘束等の禁止」の規定を追加するとともに、身体拘束廃止未実施減算を創設する。

障害者虐待防止のポイント①

虐待をしているという「自覚」は問いません

虐待事案においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。また、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあるほか、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。

虐待している側の自覚は問いません。自覚がなくても、障害者は苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれていたりすることがあります。

虐待をしているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。

障害者虐待防止のポイント②

障害者本人の「自覚」は問いません

障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、障害者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように障害者本人から訴えの無いケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があります。

障害者虐待防止のポイント③

親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障害者の家族への事実確認で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、障害者を預かって貰っているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考える必要があります。

障害者虐待防止のポイント④

虐待の判断はチームで行う

障害者虐待の事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け組織的に行うことが必要です。その前提として、それぞれの組織の管理職が虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要です。

そのため、相談や通報、届出を受けた市町村や都道府県の職員は、速やかに上司に報告し、また個別ケース会議などを活用して緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していくこととなっています。

判断できない事例

虐待かどうか判断できない場合は、その判断がされるまでは、虐待として取り扱うが基本

★判断しづらいグレーな案件が発生

※わからない場合でも上記に則り通報義務は生じる

⇒虐待防止委員会の開催

⇒第三者委員、又は行政による調査、確認

※虐待ではないと判断されるまでは、虐待として取り扱う

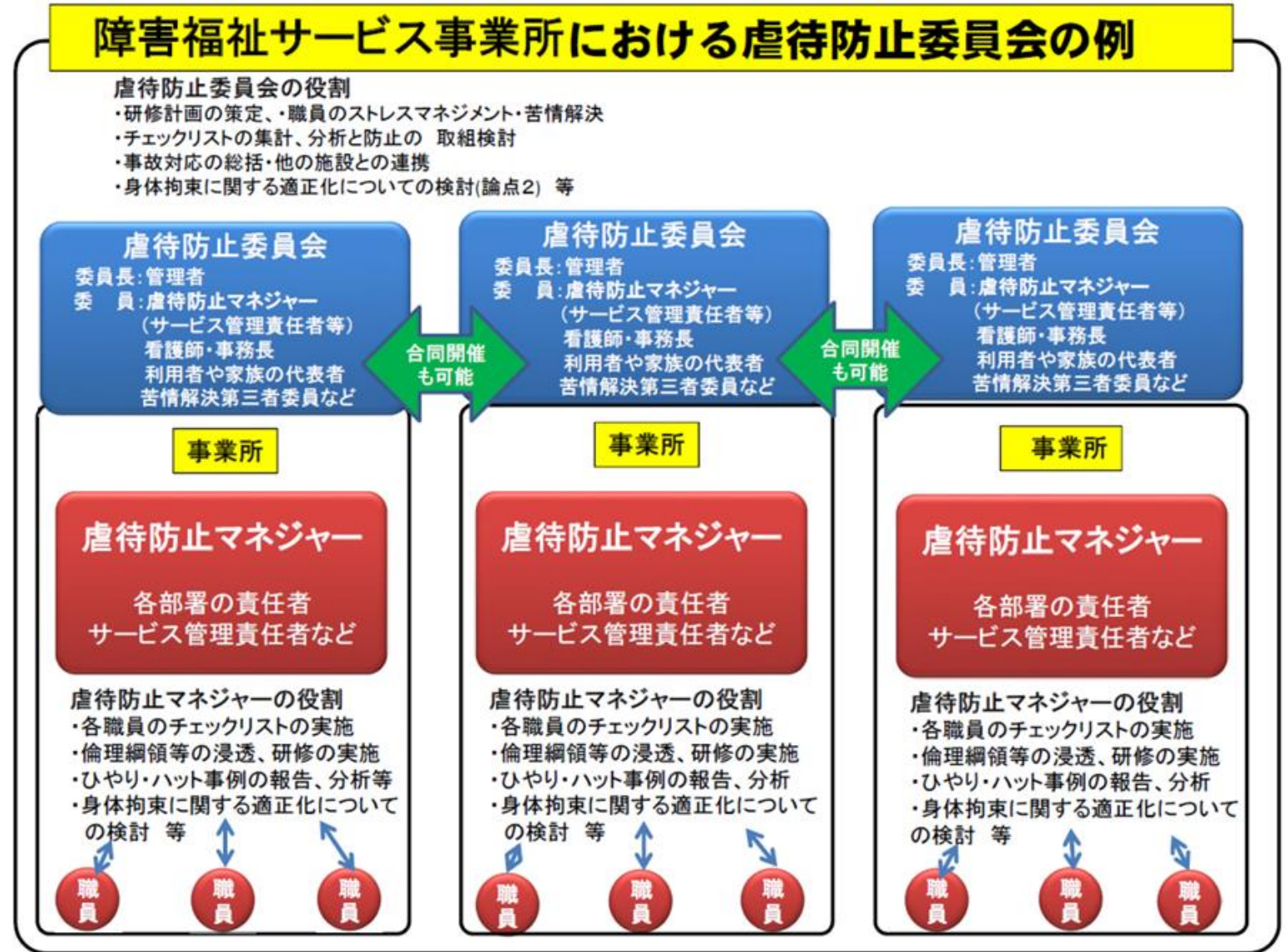
虐待防止 委員会

事業所の規模に応じて、事業所単位でなく、法人単位の設置も可能

定期的に開催(年1回以上)

虐待防止委員会と身体拘束適正化委員会の一定的な運営も可能

最低人数は問わない



虐待防止マネージャーの役割

職員一人ひとりの対してどのように虐待防止を意識づけ浸透させていくかを考え実行する

- 1 虐待防止委員会と各部署のパイプ役
- 2 ヒヤリハットやチェックリストの集計と職員会議等への報告
- 3 行動計画の実施
- 4 モニタリング
- 5 職員のストレスチェックの実施
- 6 権利擁護研修や事例検討会の開催

システムで解決できることや、組織の力やチームワークでできることは着実に取り組む
虐待が起きる前に、予防として取り組むことがある
どんな配慮があれば虐待防止に繋がるかを想定しておく

虐待防止研修

- ・事業所内研修の他、社会福祉協議会や期間相談支援センターが実施する研修への参加でも可
- ・支援員以外の間接業務に係る職員も研修の対象
- ・経験年数やスキル等に応じた内容を設定する
- ・変則勤務等、研修に参加できない人へも伝わる工夫を行う
- ・虐待防止研修で身体拘束適正化について取り扱う場合は一体的開催でよい

考えられる虐待防止研修

①虐待防止や権利擁護研修

法令理解、倫理綱領・行動規範の理解、通報手順等

②特性の理解と知識・技術の習得

強度行動障害等障がいの正しい理解と支援方法、身体拘束や行動制限の廃止等

③職員のメンタルヘルスや職場環境改善

アンガーマネージメント、メンタルヘルス、チームビルディング等

④利用者や家族に向けた研修

厚労省や東京都が発行している冊子の説明等

運営規程の整備(要確認)

- 1 虐待の防止に関する責任者の選定
- 2 苦情解決体制の整備
- 3 従業者に対する研修の実施(方法及び計画等)
- 4 虐待防止委員の設置

最後に

障害者虐待防止のためには、法律を遵守し、誠実な施設・事業所運営、支援の質の向上が重要です。

虐待は個人の問題ではありません。法人や組織の方がむしろ問題です。働きやすい環境、話ができる環境づくりは事業所の責務です。

福祉は「人が幸せ」になるためのしごとです。利用者には幸せに過ごす「権利」が生じており、それを擁護する立場にいる私たちに「義務」が生じています。

利用者の幸せのためにするべきことは、皆様の事業所の理念に書かれているはずです。